

第4次寝屋川市地域福祉計画(素案) パブリック・コメント手続結果

- 意見募集期間:令和3年2月1日(月)から2月28日(日)まで
- 意見への対応

対応内容	件数
・ 意見による修正を行うもの	6 件
・ 用語の説明を求める意見に対して、用語解説を別途付するもの	1 件
・ 別記の理由・趣旨から原案のとおりとするもの	5 件
・ その他の修正を行うもの	1 件
・ パブリック・コメント手続制度の趣旨と合致しないもの	3 件
	意見の総数 16 件 (提出者数 5 人)

「第4次寝屋川市地域福祉計画(素案)」への意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	該当箇所	意見のあらまし	市の考え方
1	7	(1)計画の策定	「「寝屋川市社会福祉審議会」において、意見をいただきました。」は、「「寝屋川市社会福祉審議会」から、本計画に対する意見がありました。」に変更すべきではないか。	御意見を踏まえ、「「寝屋川市社会福祉審議会」において、意見をいただきました。」を、「「寝屋川市社会福祉審議会」から、本計画に対する意見を受けました。」に変更します。
2	10	1 計画の基本理念	「本市には、性別や年齢、障害の有無、国籍や文化の違う人など多様な人々が暮らしています。」は、「本市には、性や年齢、障害や疾病の状態、国籍や文化の違いなど、多様な人々が暮らしています。」に変更すべきではないか。	御意見を踏まえ、「本市には、性別や年齢、障害の有無、国籍や文化の違う人など多様な人々が暮らしています。」を、「本市には、性や年齢、障害や疾病の状態、国籍や文化の違いなど、多様な人々が暮らしています。」に変更します。
3	10	1 計画の基本理念	「シルバー世代」は、「高齢者」に変更すべきではないか。	本市では、高齢者をシルバー世代と表現していることから、原案のとおりとします。
4	10	1 計画の基本理念	「助けあいの心でつながり」は、「助け合いの心でつながり」に変更すべきではないか。	御意見を踏まえ、「助けあいの心でつながり」を「助け合いの心でつながり」に変更します。
5	11	施策の方向性1 地域福祉のセーフティネット	「ダブルケア」、「ヤングケアラー」の意味が分からない。	「ダブルケア」とは、介護と子育てなど複数のケアに携わることです。 「ヤングケアラー」とは、障害や疾病のある親や祖父母、きょうだいなどの介護や世話をしている18歳未満の子どものことです。 資料編に用語解説を付し、分かりやすい計画づくりに努めます。

番号	ページ	該当箇所	意見のあらまし	市の考え方
6	15	(2)生活困窮者への支援やひきこもり対策等の充実 【主な取組】	「ひきこもり支援の充実」に、「自立支援協議会相談支援権利擁護部会等を通じて、関係機関同士がつながり合い連携対応していくことを進めます」を加えてはどうか。	本計画は、福祉行政の大きな方向性をまとめることを重視していることから、原案のとおりとします。
7	16	(3)災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実 【主な取組】	「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止」は、「各種感染症の感染拡大防止」に変更すべきではないか。	御意見を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止」を、「新型コロナウイルスをはじめとする各種感染症の感染拡大防止」に変更します。
8	18	(2)成年後見制度の利用促進 【5年後を見据えた課題】	市民後見人の活用を視野に入れてはどうか。	市民後見人の活用につきましては、府内他市において活用が進んでおらず、本市では今後もその動向を把握することとしていることから、原案のとおりとします。
9	18	(2)成年後見制度の利用促進	成年後見制度に対する各種助成が市長申立にのみ限定されているため、助成対象の拡大を求める。	本計画は、福祉行政の大きな方向性をまとめることを重視していることから、原案のとおりとします。
10	20	(2)教育・保育人材の確保	保育、教育、学童保育関係者の処遇・環境改善について、計画の中に具体化すべきではないか。	
11	21	(1)社会福祉協議会に対する活動支援 【今後の方向性】	「情報提供についても双方で連携して市民に提供できるよう」は、「情報提供についても連携して双方で市民に提供できるよう」に変更すべきではないか。	御意見を踏まえ、「情報提供についても双方で連携して市民に提供できるよう」を、「情報提供についても連携して双方で市民に提供できるよう」に変更します。
12	24	(3)計画の管理と推進	「「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」においてその状況を報告し、御意見を頂戴し」は、「「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」にその状況を報告し、意見を受け」に変更すべきではないか。	御意見を踏まえ、「「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」においてその状況を報告し、御意見を頂戴し」を、「「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」による審議を踏まえ」に変更します。

「第4次寝屋川市地域福祉計画(素案)」のその他の修正

番号	ページ	該当箇所	修正前	修正後
13	7	(1)計画の策定	第三次計画の進捗把握	第3次計画の進捗把握

【以上13件の意見】

第4次寝屋川市地域福祉計画(素案)パブリック・コメント手続によらない変更箇所一覧

第4次寝屋川市地域福祉計画（素案）について、パブリック・コメント後に表現の精査を行い、下記のとおり内容を変更します。

番号	ページ	該当箇所	変更前	変更後
1	14	(1)セーフティネットの拡充 【主な取組】 ○関係機関等の連携協働促進	地域福祉のセーフティネットの拡充を進めるため、 <u>地域の様々な社会資源</u> や関係機関を巻き込み、連携協働を促進していきます。	地域福祉のセーフティネットの拡充を進めるため、 <u>団体等の様々な社会資源</u> や関係機関を巻き込み、連携協働を促進していきます。
2	19	(1)地域づくりにつながる人づくり 【5年後を見据えた課題】	市民一人一人が地域福祉の「支え手」と「受け手」であり、人與人、 <u>人と資源</u> が世代や分野を超えてつながる地域共生社会についての理解が進んでいません。	市民一人一人が地域福祉の「支え手」と「受け手」であり、人與人、 <u>人と社会資源</u> が世代や分野を超えてつながる地域共生社会についての理解が進んでいません。